

北京日本倶楽部 御中

**在中国日本国大使館微博、ＨＰ等における
デリバリー・テイクアウトが可能な日本料理店に関する情報発信
についての御案内**

2022 年 5 月 13 日
在中国日本国大使館

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

北京市内における新型コロナウイルスの感染拡大が広がる中で、当地においては飲食店の営業を持ち帰りのみとする等の様々な措置がみられます。

こうした中、当館としましては、デリバリー・テイクアウトが可能な日本料理店の皆様に対し何か後押しできないかとの思いから、当館微博、ＨＰ等において北京市内のデリバリー・テイクアウトが可能な日本料理店に関する情報を発信することを考えております。

具体的には、北京市内のデリバリー・テイクアウト可能な日本料理店リストを作成し、当館ＨＰ上に掲載した上で、当館微博等において情報発信することを考えております。

関連する皆様におかれましては、同リストへの掲載を希望される場合、希望する店舗の情報について御連絡いただきたく存じます。また、皆様御存知の日本料理店へ本案内を御紹介いただきますと幸いです。

日本食の魅力を多角的に広報・宣伝する機会といたしたく、皆様の御協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1. 情報発信の時期

令和4年5月16日の週の早いタイミングで第一弾のリストについて発信する。その後も、随時、リストを更新し、週に1回程度の頻度で発信する。

2. 情報発信の方法

在中国日本大使館ＨＰにて、北京市内のデリバリー・テイクアウトが可能な日本料理店リストを掲載する。掲載後も、リストへの掲載を希望する店舗からの連絡を随時、受け付けて、週に1回程度の頻度で更新する。

在中国日本大使館微博等にて、リストへのリンクとともに、リストを掲載・更新した旨発信する。

3. 応募方法

北京市内のデリバリー・テイクアウトが可能な日本料理店リストへの掲載を希望される場合は、別添の応募用紙に必要事項を記載の上、下記5のアドレス宛てに電子メールにて御提出願います。随時応募を受け付けさせていただきます。（応募いただいた料理店を随時、リストに掲載予定です。）

4. 対象店舗・店舗数

- （1）対象店舗：デリバリー・テイクアウト可能な北京市内の日本料理店を対象とする。
- （2）募集店舗数：特段の制限はありません。

5. 提出・問合せ先

在中国日本大使館 經濟部 前田 浩貴、吉田 有香（日本語・中国語 可）

（TEL）010-8531-9800（内線：3022、3025）

（e-mail）event-keizai@pk.mofa.go.jp（代表アドレス）

（了）